

半田市障がい者日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、日中一時支援事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。

2 市長は、この事業の実施を第4条に規定する事業所に委託するものとする。

(実施内容)

第3条 この事業により実施する事業及びその内容は、次に掲げるものとする。

(1) A型（日中ショート事業）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設へ日中一時的に入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の支援を行うサービス

(2) B型（休日支援事業）

家族等による介護・見守りが困難で自宅で過ごすことができない共同生活援助（グループホーム）の入居者及び休日において障がい福祉サービス等の利用を必要とする在宅障がい者に対し、休日の日中における見守り及び日常生活上の支援を行うサービス

(実施事業所)

第4条 前条第1号に規定する事業を実施できる事業所は、法に定める短期入所事業を実施している事業所とし、設置、運営等に関する基準は、国の定める短期入所に係る基準に準ずる。

2 前項の規定に関わらず、別表第1に規定する事業所は、当該事業を実施できるものとする。

3 前条第2号に規定する事業を実施できる事業所は、法に定める生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助事業及び自立訓練を実施している事業所とし、設置、運営等に関する基準は、国の定める各事業に係る基準に準ずる。

(利用の方法)

第5条 利用者は、この事業を利用しようとするときは、半田市地域生活支援事業実施要綱第6条第2項に規定する地域生活支援事業支給決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(サービスに要する費用)

第6条 この事業の利用に要する経費は、第3条第1号に規定する事業にあつては、サービス単価表A型(別表第2)、同条第2号に規定する事業にあつては、サービス単価表B型(別表第3)に定める額とする。

(利用者負担)

第7条 利用者は、前条に規定する費用から半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第11条に規定する地域生活支援給付費を控除した額を事業者に支払うものとする。

(利用者区分)

第8条 第6条に規定するサービス単価表の利用者区分は、障がい支援区分認定審査会の認定を受けている者はその認定区分によるものとし、障がい支援区分1又は2の者は利用者区分1、障がい支援区分3又は4の者は利用者区分2、障がい支援区分5又は6の者は利用者区分3とする。

2 障がい支援区分認定審査会の認定を受けていない者は、市が別に定める調査票による区分認定により利用者区分1から3までに分類する。

(遵守事項)

第9条 事業者は、受け入れることが可能な障がい種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を整備しておかなければならない。

3 事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3号に定める事業の対象者は、当分の間、就学前障がい児についても含むものとする。

3 第4条第1項に定める事業所は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間は、平成18年9月30日現在において障がい者等に対し、デイサービス事業を実施している事業所とする。

4 第4条第2項に定める事業所は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間は、平成18年9月30日現在において障がい者等に対しデイサービス事業を実施している事業所とする。

5 第4条第3項に定める事業所は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間は、平成18年9月30日現在において障がい児に対し児童デイサービス事業を実施している事業所とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号、第4条第2項及び第6条の改正規定は平成25年7月1日から、第7条第1項及び第2項の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

A 型（日中ショート事業）の実施可能な事業所（法に定める短期入所事業を実施している事業所を除く。）及び設備に関する基準

項目	内 容
実施可能な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法に定める生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助事業若しくは自立訓練を実施している事業所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを実施している事業所
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居室を地階に設けてはならない。 ・施設利用者 1 名あたりの床面積は 8 平方メートル以上（収納設備を除く。）であること。 ・寝台又はこれに代わる設備を有すること。 ・各居室にブザー又はこれに代わる設備を有すること。 ・食事の提供に支障がない広さを有する食堂を有すること及び調理に必要な備品を有すること。 ・入浴設備を有すること。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が設備の衛生状態等により支援に適していない環境であると判断した場合は、実施を認めない。

別表第2（第6条関係）

サービス単価表A型

単位（回）

障がい支援区分	利用者区分	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
区分1又は2	区分1	125単位	249単位	374単位
区分3又は4	区分2	151単位	301単位	452単位
区分5又は6	区分3	209単位	418単位	627単位
遷延性・重心施設	遷延性・重心施設	659単位	1318単位	1977単位

備考 1 遷延性・重心施設については、遷延性意識障がい者、重症心身障がい者等が療養介護事業に係る施設（医療施設）、重症心身障がい児施設、肢体不自由児施設（医療施設）で実施した場合

- 2 利用は、1日1回を限度とする。
- 3 送迎サービスを利用したときは、1回につき54単位を加算する。
- 4 入浴サービスを提供したときは、1回につき40単位を加算する。
- 5 国制度に定める低所得者に対し食事を提供したときは、1日につき、42単位を加算する。
- 6 重症心身障がい者等及び行動援護対象者に対しサービス提供したときは、1日につき、150単位を加算する。
- 7 1単位は10円とする。

別表第3（第6条関係）

サービス単価表B型

単位（日）

障がい支援区分	利用者区分	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
区分1又は2	区分1	125単位	249単位	374単位
区分3又は4	区分2	151単位	301単位	452単位
区分5又は6	区分3	209単位	418単位	627単位
遷延性・重心施設	遷延性・重心施設	659単位	1318単位	1977単位

備考 1 利用は、1日1回を限度とする。

2 1単位は10円とする。

3 送迎サービスを利用したときは、1回につき54単位を加算する。

4 入浴サービスを提供したときは、1回につき40単位を加算する。

5 国制度に定める低所得者に対し食事を提供したときは、1日につき、42単位を加算する。

6 重症心身障がい者等及び行動援護対象者に対しサービス提供したときは、1日につき、150単位を加算する。